

道路

公園

川岸

植え込み

## 美化活動しませんか



市民やボランティア団体などが、道路や公園を定期的に清掃・美化などを実施するのに対し、市はボランティア保険への加入や清掃道具の提供といったサポートを行います。

団体と市が、美化活動の内容や役割分担について協議します。活動団体は、この合意書に基づき美化活動を主体的・継続的に実施します。

### 活動例

#### 吉光お助け隊

インタビュー

令和2年に11人の町内ボランティアで活動開始。通学路として利用する「市役所通り」をきれいにしたい！という思いでした。令和4年には7つの常会を巻き込んで協力し、参加人数もゴミ拾いをする範囲も広がっていきました。最近では親子参加も目立ち、若い世代もゴミ問題に関心を持ってきてることが分かります。

市からは、ゴミ袋や軍手の提供、ゴミ回収のサポートをしてもらっています。世代間の交流も深まるし、ゴミを拾って貢献できるのは気分がいいですよ。



**問合先** 道路・河川・海岸 土木港湾課 ☎ 66-1135  
公園 都市計画課 ☎ 66-1141  
制度・その他 環境清掃課 ☎ 57-4100

## 各種医療費を助成します

保険年金課 ☎ 66-1102

次の表に該当する方は、医療費受給者証が発行され、医療機関にかかった場合の医療費が助成されます。要件に該当する方で、申請していない方は、保険年金課で手続きをしてください。

申請には、申請者の身分証明書と受給資格者（子ども医療の場合は保護者）のマイナンバーが分かるもの、保険証が必要です。

制度	対象	助成の内容・その他の持ちもの
子ども医療	18歳に達する年度末までの方 ※学生でない方も対象	保険診療の自己負担分
心身障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳 1～3級の方</li> <li>腎臓機能障害 4級の方</li> <li>進行性筋萎縮症 4～6級の方</li> <li>療育手帳 AまたはB判定の方</li> <li>自閉症状態と診断されている方</li> </ul>	保険診療の自己負担分 ●身体障害者手帳または療育手帳（自閉症状態は詳細な診断名が記載された診断書）
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳以下の児童を扶養している母または父とその子（所得制限あり）</li> <li>父・母のない18歳以下の方</li> </ul> ※18歳になった後の最初の3月31日まで対象	保険診療の自己負担分 ●戸籍謄本など ●児童扶養手当証書
精神障害者医療	自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方	自立支援医療を適用している精神科の通院費の自己負担分（1割） ●自立支援医療受給者証（精神通院）
	精神障害者保健福祉手帳 1級または2級の交付を受けている方	保険診療の自己負担分 ●精神障害者保健福祉手帳
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療加入者で、次の条件に該当する方 ・心身障害者医療・母子家庭等医療・精神障害者医療の受給資格に該当する方 ・寝たきりまたは認知症で市民税非課税世帯の方 ※認定要件があります（生計維持者が市民税非課税等） ・ひとり暮らしで市民税非課税の方 ※認定要件があり、聞き取り調査を行います	保険診療の自己負担分 ●障害者手帳（該当者のみ） ●介護保険証（寝たきり認定を受ける方のみ）